いて適用した割合に基づくものとする。この場合において、保険会社等に保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）でない保険会社等が含まれるとき又は保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等の範囲に変更があったときは、その旨、及び当該保険会社等を保険リスクに係る会社固有の係数採用社としない理由が意図的に生命保険リスクの額又は損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額に第百十九条第一項第二号に掲げる不動産ローン保証保険に係るリスクの額及び第百二十八条第三号に掲げる信用保険に係るリスクの額を加えた額をいう。第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項及び第七十二条第四号並びに第八十五条第二項において準用するこの条において同じ。）を過小評価するものではない旨を金融庁長官に届け出るものとする。

第八款　生命保険リスクの統合

（生命保険リスクの統合）

第八十一条　第五十四条に掲げる統合方法は、同条第一号から第五号までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数により統合することをいう。

	死亡リスクの額	長寿リスクの額	罹患及び障害リスクの額	解約及び失効リスクの額	経費リスクの額
死亡リスクの額	1.00	-0.25	0.25	0.00	0.25
長寿リスクの額	-0.25	1.00	0.00	0.25	0.25
罹患及び障害リスクの額	0.25	0.00	1.00	0.00	0.50
解約及び失効リスクの額	0.00	0.25	0.00	1.00	0.50
経費リスクの額	0.25	0.25	0.50	0.50	1.00

第三節　損害保険リスク

第一款　総則

（損害保険リスクの計算）

第八十二条　第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額は、損害保険契約等（損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいい、自動車損害賠償責任保険契約及び地震保険契約を除く。第百五十四条第二項において同じ。）における地域区分及び商品区分（別表六に掲げる地域区分及び商品区分をいう。以下同じ。）ごとの次の各号に掲げる額を基礎として第五款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　保険料リスクの額

二　支払備金リスクの額

第二款　保険料リスク

（保険料リスクの額）

第八十三条　地域区分及び商品区分ごとの前条第一号に掲げる保険料リスクの額は、当該地域区分及び商品区分における保険料エクスポージャーの額に、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める保険料リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

２　前項の保険料エクスポージャーの額は、基準日を含む事業年度（中間期末にあっては、当該事業年度の前事業年度とする。以下この条、第九十二条及び第九十八条第二項において同じ。）の正味既経過保険料及び当該事業年度の翌事業年度に期待される正味既経過保険料（引き受けることが期待される新規保険契約に係る正味既経過保険料を含む。）について、次の各号に掲げる実務的な利用可能性の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　双方が利用可能な場合　双方の額のうちいずれか大きい額

二　いずれか一方のみが利用不可能な場合　他方の額

三　双方が利用不可能な場合　当該地域区分及び商品区分に係る基準日を含む事業年度の正味収入保険料の額

第三款　支払備金リスク

（支払備金リスクの額）

第八十四条　地域区分及び商品区分ごとの第八十二条第二号に掲げる支払備金リスクの額は、当該地域区分及び商品区分ごとの正味現在推計の額のうち既経過責任に係るものに、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める支払備金リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

第四款　会社固有のリスク係数

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の承認）

第八十五条　第六十五条から第七十四条まで及び第七十九条の規定は、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法について準用する。この場合において、これらの規定中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理